

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、当医療法人は前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により計算し、計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職に備えるため、当会計年度末における要支給額を当法人の役員退職慰労金規程に基づき計上しております。

(4) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は発生会計年度の費用として処理しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

ファイナンス・リース取引

① ファイナンス・リースの内容

対象である主な資産は、各種の診療、治療、手術用の医療施設・設備、装置や器具、装置システム等となっております。

② ファイナンス・リースの処理方法

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理(利息法)

但し、リース取引開始が平成 29 年 3 月 31 日までの所有権移転外ファイナンス・リース取引については、簡便的な売買取引に係る方法に準じた会計処理(利息相当額を定額法で配分する方法)によっております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供されている資産】

科目	金額（千円）
建物	717,896
土地	129,889
計	847,786

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
短期借入金	68,320
長期借入金	267,985
計	336,305

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額の総額 5,880,539 千円